

## 申請は3月18日(水)から9月18日(金)まで 2009号外 定額給付金の給付申請を

申請書類は3月14日から発送しますが、市内全域に配達するために1週間程度必要です。

市民への生活支援と、地域の経済対策を目的に「定額給付金」が支給されることになりました。給付は申請に基づいて行われますので、期限までに申請してください。

問い合わせ 定額給付金本部 ☎ 01654 2111 内線 3390・3391

詳しいことは名寄市ホームページでも掲載します。

### 給付対象者・申請者

給付対象者 2月1日の基準日において、またはのいずれかに該当する方

住民基本台帳に記録されている方

外国人登録原票に登録されている方(不法滞在者及び短期滞在者のみ対象外)

2月2日以降に出生した場合

は給付対象外になります。

2月1日以降に死亡した場合、住民基本台帳上で世帯を同じくする方が代わって受け取ることができません。ただし、住民基本台帳上1人世帯の場合は親族であっても受け取れません。

2月2日以降住所が変わっても、2月1日時点の住所地から支給を受けることとなります。

申請者 給付対象者の属する世帯の世帯主が申請及び受給することになります。(外国人については、各給付対象者)

所得制限 設けません。

### 給付額

12,000円	給付対象者1人につき
---------	------------

20,000円	基準日
---------	-----

において65歳以上の方(昭和19年2月2日以前生まれ)及び18歳以下の方(平成2年2月2日～平成21年2月1日生まれ)

### 申請と給付の方法

次ページの「定額給付金支給の流れ」をご覧ください。

窓口受付 申請は郵送によるほか、3月18日(水)から名寄庁舎1階、風連庁舎1階、智恵文支所(平日の8時45分～17時30分)の窓口でも受付します。

臨時窓口を開設 名寄庁舎1階と風連庁舎1階での開設は、3月20日(金)～3月22日(日)、3月28日(土)～3月29日(日)、智恵文支所は3月22日(日)のみ、いずれも開設時間は9時から17時までとなっています。

### Q & A

代理申請と代理受取り 何らかの都合で世帯主の方が申請できない場合や、世帯主以外の世帯員の方の口座で給付金を受け取る場合(世帯主以外の世帯構成員に限りません)には、世帯主からの委任状や代理の方の本人確認書類などが必要になります。

給付金の現金受取り 金融機関の口座をお持ちでない方は、窓口での現金受け取りができません。現金受け取りは4月20日以降を予定しています。ただし、別に手続きが必要ですから定額給付金本部にお問い合わせください。

基準日以降に世帯構成が変わった場合 あくまでも2月1日基準日の状況で支給します。申請書が送付される基準日の世帯主が申請してください。

個人情報の取扱い 申請書に記載される個人情報については、定額給付金給付事務を遂行するために利用し、利用目的の範囲を超えた個人情報の取扱いはいたしません。



問い合わせ 定額給付金本部  
☎ 0 1 6 5 4 2 1 1 1  
内線 3 3 9 0 ・ 3 3 9 1

## 定額給付金支給の流れ

基準日(2月1日)で、住民基本台帳などから支給対象者のリスト作成  
支給対象となる世帯主に申請書類を送付 **3月14日から随時発送**

### 申請書が届いたら...

世帯主の方が申請書記入(申請日、氏名、押印、住所、電話番号など)  
世帯主の方が申請の内容を確認(誤りは赤書きで訂正してください)  
給付金を受け取らない場合要否欄に×印を記入してください。  
世帯全員が受け取らない場合、申請する必要はありません。  
世帯主名義の金融期間等の口座番号・口座名義を記入してください。

### 本人確認書類をコピー...

本人確認書類として、世帯主の方の書類を1種類コピーしてください。

#### 本人確認書類の種類

運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・健康保険証・年金手帳など、公的機関が発行した証明書

### 通帳をコピー...

世帯主の方名義の振込先の通帳かキャッシュカードをコピーしてください。口座番号とカナ氏名が書かれた部分が必要になります。

### 申請書を郵送...

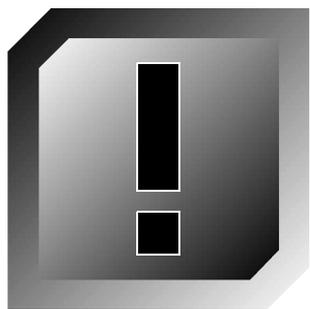
記入・確認した申請書、本人確認書類のコピー、振込先通帳などのコピーがそろったら、同封している青色の封筒に入れて、差出人氏名・住所を記入して郵送(切手は不要です)してください。

### 窓口でも受け付けています...

**窓口受付** 申請は郵送によるほか、3月18日(水)から名寄庁舎1階、風連庁舎1階、智恵文支所(平日の8時45分~17時30分)の窓口でも受付します。  
**臨時窓口を開設** 名寄庁舎1階と風連庁舎1階での開設は、3月20日(金)~3月22日(日)、3月28日(土)~3月29日(日)、智恵文支所は3月22日(日)のみ、いずれも開設時間は9時から17時までとなっています。

### 給付はいつごろに...

まず、決定通知書が送られて、それから2~3週間後に指定の口座に振り込まれます。1回目の振込日は3月30日を予定しています。なお、現金での受け取りは4月20日以降になる予定です。



定額給付金の給付を  
よそおった  
振り込め詐欺や  
個人情報詐取に  
ご注意ください

市が現金自動支払機(ATM)の操作をお願いすることは絶対にありません。

市が定額給付金のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

市が生年月日や家族構成、口座番号などを電話で問い合わせることはありません。

申請書に記載された内容や振込先の口座のことについて、市では電話による確認を行いません。

3月14日(土)から、「定額給付金」の申請書類を郵送します。

申請書類が市内全域に送られるまでには1週間程度かかります。

申請書類が届いたら、2ページの「定額給付金支給の流れ」を参考にして、申請書・本人確認書のコピー・振込先通帳のコピーをそろえて同封した青色の封筒に入れて郵送してください。

給付は、2月1日基準日現在の住民基本台帳上の世帯主の方の申請に基づいて行われますので、申請期限までに申請してください。

問い合わせ 定額給付金本部

☎ 01654 2111

内線 3390・3391

〒096-8686 名寄市大通南1丁目1番地 市役所名寄庁舎内

みんなの力で冬の暮らしを快適に…。

北国の暮らしで避けて通ることのできない「雪」。連日降り続く雪。除雪で家の前に山のように置かれた重たい雪。

市では、広報なよろ12月号と同時に「市道の除排雪について」のお知らせを配布して、市民の皆さんのご協力をお願いしていますが、今回、市民の方から除雪のことで手紙をいただきました。

4月になって雪が無くなる前に、いただいた手紙の全文と、それに対する市としての回答を市民の皆さんにお知らせします。

## 除雪体制について 手紙の全文を紹介しています

いい加減にしてください！

2月22日(日)の除雪について、2～3cmの降雪で除雪が入ったら、年寄りには雪の後始末が大変でとても苦勞をしています。

今の除雪業務は、民間業者に全面委託を取っているようですが、今朝除雪をすると言う最終決定は誰が行うのですか？市では除雪の決定権は民間業者に丸投げの状態でしょうか？

今シーズンに入って、「この降雪で除雪の必要があるの」と思う日が今回で3回目です。

民間業者は、市が今年度配分の決定した除雪の公費分(繰越が出来ない公費)を出来るだけ消化し、自分たちの生活給として確保しているだけで、多少雪が少なくてもとりあえず公費のノルマを達成しようとするのが根にあるのではないのでしょうか？

除雪の必要の無い出勤の回数が、毎年決まって3～4回あります。不思議ですね！

とりあえず、名寄市民として「除雪の最終決定に至る経緯」について詳細に知る権利がありますので、広報「なよろ」4月号に詳細に記述して下さるようお願いいたします。

## 名寄市の除雪体制について(回答)

建設水道部維持管理センター

今年は、1月上旬まで昨年同様暖冬で少雪でしたが、2月の雪質日本一フェスティバルを境に平年並みの降雪となりました。積雪についても2月25日現在で100cm以上の多雪になり、除排雪について多くの意見が寄せられています。中でも「出勤にいたるまでの経緯」についての疑問が多かったのでお答えをいたします。

名寄市内の除雪は全面的に業者に委託契約をしており、出勤基準を「除排雪業務委託実施要領」で取り決め、これに基づき降雪が10cmを超える場合、あるいは圧雪、暖気等により路面に出来るデコボコや吹き溜りによる道路閉鎖の解消等で出勤しております。

通常は受託業者が出勤判断をしておりますが、市においてもパトロールを行い、道路状況を見ながら、市民生活に支障があるときは出勤要請や指導をしています。

除雪の経費につきましては、過去5年間の平均により、出勤回数を決めて1シーズンの除雪経費を積算し、請負業者が同様に見積もった金額との折り合いで契約しておりますので予算消化のための出勤はしていません。

除雪は道路維持の中でも最も経費が掛る事業でありますから、切り詰めた予算の中で行うため市民に迷惑をかけることが多くあると思います。

今後とも、市民の皆さんからの意見を取り入れ改善に努めますので、ご理解とご協力をお願いいたします。